

工事成績評定運用表の取り扱いについて

(趣旨)

工事成績評定を公平かつ客観的に行うよう努めるため、工事成績評定運用表の取り扱いを定める。

(適用)

1. 運用表は請負金額が10,000,000円未満の工事に適用する。

(評定の方法)

1. 工事成績評定書の考査項目ごとの細目評価点は、業種別（土木工事）、（建築工事等）に定めた工事成績評定運用表（別表第4）により求めたもの（以下「細目評価点」という。）を用いる。
2. 細目評価点は考査項目ごとに工事成績評定運用表（別表第4）に該当する細目評価点欄の点数（40点以上90点以下）とする。
但し、考査項目ごとに工事成績評定運用表（別表第5）および（別表第6）に該当する加減点事項があった場合は、同表を作成し工事成績評定書（様式第2号）に加減点加算する。
3. 工事成績評定細目評価点50点とした項目について説明書（別表第5）を作成し提出する。
4. 一括発注した複合工事の評定については、主たる工事について監督職員および検査職員が協議し、運用表により評定するものとする。

(運用表の提出)

運用表は、工事成績評定書と合わせて提出する。